

# 財政状況等一覧表（平成21年度決算）

(単位:百万円)

団体名 宇佐市

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
6,891	8,449	986	16,326

## 1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	27,738	26,108	1,631	1,219	313	26,750	基金から161百万円繰入
一般会計等	27,733	26,102	1,631	1,219		26,750	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

## 2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
水道事業会計	553	415	138	881	1	1,535	6	法適用企業
簡易水道事業特別会計	513	500	13	13	119	1,802	1,036	
公共下水道事業特別会計	1,196	1,174	21	12	388	7,134	5,935	基金から3百万円繰入
特定環境保全公共下水道事業特別会計	186	181	5	5	74	1,439	625	基金から35百万円繰入
農業集落排水事業特別会計	259	257	3	3	126	2,699	2,211	基金から19百万円繰入
介護サービス事業特別会計	414	375	39	39	49	548	2	基金から46百万円繰入
国民健康保険特別会計	7,220	7,197	23	23	502	-	-	基金から107百万円繰入
老人保健特別会計	98	96	2	2	2	-	-	
後期高齢者医療特別会計	664	663	1	1	246	-	-	
介護保険特別会計	5,504	5,436	68	68	811	-	-	基金から94百万円繰入
公営企業会計等 計				1,047		15,157	9,814	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。  
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。  
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。  
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

## 3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
宇佐・高田・国東広域事務組合	32	32	1	1	-	-	-	
大分県消防補償等組合	383	380	3	3	19	-	-	基金から19百万円繰入
大分県市町村会館管理組合	79	75	5	5	27	-	-	基金から27百万円繰入
大分県後期高齢者医療広域連合(普通会計)	238	175	64	64	31	-	-	基金から31百万円繰入
大分県後期高齢者医療広域連合(特別会計)	156,148	150,175	5,973	5,973	1,096	-	-	基金から1,096百万円繰入
一部事務組合等 計				6,046				

## 4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債務保証に係る 債務残高	当該団体からの 損失補償に係る 債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
(株)宇佐八幡駐車場	5	84	5	-	-	-	-	-	
宇佐市土地開発公社	△ 26	△ 240	4	-	-	1,067	-	415	
あじむ農業公社	△ 6	23	40	3	-	-	-	-	
(株)朝霧の庄	1	△ 7	5	-	-	-	-	-	
(株)サングリーン宇佐	2	△ 28	8	-	-	-	-	-	
(社)大分県漁業海洋文化振興協会	3	518	7	-	-	-	-	-	県所管第三セクター
(財)大分県森林整備センター	207	4,894	25	1	-	-	-	-	県所管第三セクター
(財)大分県産業創造機構	204	2,213	6	-	-	-	-	-	県所管第三セクター
地方公社・第三セクター等 計			100	4	-	1,067	-	415	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

## 5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	2,155	2,759	604
減債基金	780	1,131	351
その他充当可能基金	4,680	5,278	598
充当可能基金 計	7,616	9,168	1,552

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

## 6. 財政指標の状況

財政指標名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	6.44	7.46	1.02	12.69	20.00	水道事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	13.59	13.88	0.29	17.69	40.00	簡易水道事業特別会計	-	-	-
実質公債費比率	10.8	9.7	△ 1.1	25.0	35.0	公共下水道事業特別会計	-	-	-
将来負担比率	61.6	37.7	△ 23.9	350.0		特定環境保全公共下水道事業特別会計	-	-	-
財政力指数	0.44	0.43	△ 0.01			農業集落排水事業特別会計	-	-	-
経常収支比率	94.0	88.9	△ 5.1						

- (注) 1. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」・「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。  
 2. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。  
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律△20%である(公営競技は0%)。  
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成21年度決算における基準である。